

改正

令和3年12月3日告示第141号

令和4年2月21日告示第17号

令和7年10月2日告示第100号

屋久島町町外高校生受入支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿児島県立屋久島高等学校（以下「屋久島高校」という。）の生徒数減少に鑑み、町外からの高校生受入れを町が推進することに際し、下宿、アパート、寄宿舍又は親戚宅（以下「下宿等」という。）を利用する生徒の保護者の経済的な負担軽減を目的とする町外高校生受入支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支援の対象者及び支援金の支給対象者)

第2条 支援の対象となる生徒は、次の各号のいずれも満たすものとする。

- (1) 町外の中学校を卒業した者であること又は町内の中学校を卒業したが、基準日（4月10日）時点で、その養育する保護者が町外に住所を有する者であること。
- (2) 基準日（4月10日）現在で、屋久島高校に在籍しており、現に通学していること。
- (3) 屋久島高校に通学するために下宿等を利用していること。
- (4) 屋久島高校におけるカリキュラムにおいて、出席率が4分の3以上であること。
- (5) ボランティア活動や地域活動等に積極的に参加することが認められること。

2 支援金の支給対象者は、前項に規定する生徒を養育する保護者（以下「支給対象者」という。）とする。

(支援対象経費)

第3条 支援の対象となる経費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

- (1) 下宿 部屋代等の経費
- (2) アパート 家賃等の経費（共益費・敷金等の入居時の一時金及び更新料は含まない。）
- (3) 親戚宅 家主に支払う家賃等の経費
- (4) 寄宿舍 寄宿舍に係る使用料の経費は対象外とする
- (5) 交通費 支援の対象となる生徒（寄宿舍生を含む）が帰省するための旅客運賃等の経費

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、別表に掲げる支援額を上限として決定する。

- 2 兄弟姉妹等が共同で下宿等（アパートに限る。）を利用する場合は、別表の支援金の額にかかわらず、1月に要する家賃等の経費とする。
- 3 主たる生計者と同居して下宿又はアパート若しくは親戚宅を利用する場合は、家賃等の経費の2分の1の額（上限月額4万円）とする。
- 4 寄宿舍に入居する生徒に対しては、使用料に係る支援金は交付しない。この場合において、別表に定める帰省の交通費の支援のみ行う。

(支援金の支給方法)

第5条 支援金の支給は、口座振込の方法により各月15日までに支給対象者に支給するものとする。

(支援金の申込み)

第6条 支援金の交付を希望する者は、原則として毎年12月初旬までに次に掲げる書類等を町長に提出しなければならない。

- (1) 屋久島町町外高校生受入支援金申込書（別記第1号様式）
- (2) 自己PR動画（電子データ、メール又はCD・DVD等の記録媒体による提出。）

(審査及び内示)

第7条 町は、前条の書類等の提出があったときは、その内容を審査のうえ、支援金交付の内示について申請者に通知するものとする。

(支援金の交付申請)

第8条 前条に規定する内示を受け、支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、屋久島町町外高校生受入支援金交付申請書（別記第2号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類等を添付し、毎年4月末日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 下宿等の利用が確認できる賃貸借契約書等の写し又は下宿等居住証明書
- (2) 屋久島高校の在学証明書
- (3) 支給対象者の前年度の市町村民税及び固定資産税等の納税証明書又は非課税証明書（税の滞納が無いことを証明する書類）
- (4) 支援金の振込口座の通帳の写し
- (5) 主たる生計者と同居する場合は、その事実が確認できる住民票等の写し

(交付決定)

第9条 町は、前条の規定により申請書の提出があったときは、交付の適否を決定し、屋久島町町外高校生受入支援金交付決定通知書（別記第3号様式。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

(支援金の交付請求)

第10条 前条の規定により決定通知書を受けた申請者は、毎月末までに、屋久島町町外高校生受入支援金交付請求書（別記第4号様式）により請求するものとする。

(実績報告書)

第11条 支給対象者は、毎年3月末までに屋久島町町外高校生受入支援金実績報告書（別記第5号様式。以下「報告書」という。）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 下宿等に係る費用の支払が明らかになる領収書等の写し又は下宿等費用納付証明書（別記第6号様式）
- (2) 年度末における屋久島高校の在学証明書又は卒業証明書

(支援金の額の確定)

第12条 町長は、前条の報告を受けたときは、報告書の書類審査を行い、交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき支援金の額を確定し、屋久島町町外高校生受入支援金確定通知書（別記第7号様式）により当該支給対象者に通知するものとする。

(異動の届出)

第13条 支給対象者は、第2条第2項の規定に該当しなくなった場合は、速やかに屋久島町町外高校生受入支援金異動報告書（別記第8号様式）により、町長に届け出なければならない。

(支援金の返還)

第14条 町は、支給対象者が偽りその他不正の行為によって支援金の交付を受けた場合は、支給対象者から当該支援金の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月5日から施行する。

附 則 (令和3年12月3日告示第141号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年2月21日告示第17号)

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則 (令和7年10月2日告示第100号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表 (第4条関係)

支援対象経費	支援額
下宿	月額 40,000円
アパート	月額 40,000円
親戚宅	月額 40,000円
寄宿舍	使用料に係る支援は行わない。ただし、下段「交通費」を適用する。
交通費	30,000円を上限に、帰省に要した往復の交通費の額（利用交通機関の領収書を提出すること。交付は年1回に限るものとする。）

別記

第1号様式（第6条関係）

屋久島町町外高校生受入支援金申込書						写真貼付	
ふりがな 氏 名				男 ・ 女			
生 年 月 日		年 月 日生（ 歳）					
現 住 所 及び連絡先 ¹		〒 TEL FAX メールアドレス					
現在所属する 学校名、学年 及び所在地		立 学校 第 学年 〒 TEL FAX					
ふりがな 保護者氏名 【支援金支給対象者】		(歳・続柄)					
家 族 状 況 (本人も含めて記入すること。)		氏 名	学年・年齢	続柄	氏 名	学年・年齢	続柄
特 記 事 項							
緊 急 連 絡 先		(父・母・) の勤務先	所 属 名				
			住 所	〒 TEL			
		そ の 他	関係先名	TEL			

※ この書類は、内示に係る選定のため、下宿等受入れ先及び屋久島高校にも配付することをご了承ください。

¹ 保護者の住所・連絡先を記入してください。

※ 本人の性格や生活行動で留意する点		
※ 健康状況	別紙の「健康状況調査票」に記入すること。	
※ 屋久島高校に進学を希望する理由 (本人欄は、本人が自筆で記入すること。)	保護者	
	本人	
希望する受入れの方法	下 宿 ・ ア パ ー ト ・ 親 戚 宅 ・ 寄 宿 舎	
上記のとおり、屋久島町町外高校生受入支援金を申込みます。 年 月 日 本人署名 _____ 保護者署名 _____ 印 屋久島町長 様		

※の欄は、可能な限り詳細を記入すること。なお、本申込書の内容に虚偽の記載等があった場合は、内示を取り消すことがあります。

健康状況調査票

氏名 _____

該当する番号及び項目に○を付けてください。

1 体 温	平熱 度
2 体 質	1 よく頭痛を訴える(偏頭痛) 2 熱が出やすい 3 扁桃腺が腫れやすい 4 便秘になりやすい 5 疲れやすい 6 皮膚が弱い 7 化膿しやすい 8 鼻炎 9 腹痛になりやすい 10 視力が悪い(メガネ・コンタクトレンズ) 11 アレルギーがある ()
3 睡 眠	1 寝つきが悪い 2 一人で眠れない 3 夜中に寝ぼける 4 眠りが浅い 5 夜尿症がある 6 環境(布団・枕)が変わると眠れない 7 朝一人で起きることが出来ない
4 食 事	1 食欲(旺盛・普通・小食) 2 好き嫌が多い 3 食物アレルギーがある (食品名:) 4 給食で除去食や一部取り除きを行っている (食品名:)
5 薬	1 服用している薬がある 2 常に持ち歩く薬がある(頭痛薬など) 3 アレルギーを起こした薬がある ()
6 病 気、怪 我	1 現在治療中の病気や怪我がありますか(ある・ない) 「ある」を選んだ方は以下の質問にお答えください 疾病名: 薬(ある・ない) 2 既往歴がありますか(ある・ない) 「ある」を選んだ方は以下の質問にお答えください 疾病名: 現在の状況(完治・治療を継続している・薬を服用している)
7 支援の有無 について	1 現在の学校で特別支援教育支援員による支援を受けていますか (受けている・受けていない)
8 虫 歯	1 現在、虫歯がありますか(ある・ない) 「ある」と答えた方は治療をしていますか(現在治療中・未治療)
9 そ の 他	学校生活や日常生活で留意する事項

※この調査票は、下宿先等受入れ先及び屋久島高校にも配付することをご了承ください。

第2号様式（第8条関係）

年 月 日

屋久島町長 様

申請者（保護者）

住所

氏名

印

屋久島町町外高校生受入支援金交付申請書

標記支援金の交付を受けたいので、屋久島町町外高校生受入支援金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

【支援の対象者】

氏 名		生 年 月 日	年 月 日	
学 校 名			学 年	第 学年
就 学 期 間	年 月 日 から		年 月 日まで	
支 給 対 象 者 (保護者)氏名				
支 援 金 の 振 込 口 座	銀行等名 支 店 名 口座種別 口座番号			
備 考				

※添付書類

- ・ 賃貸借契約書の写し又は下宿等居住証明書
- ・ 屋久島高校の在学証明書
- ・ 納税証明書又は非課税証明書
- ・ 支援金振込口座の通帳の写し

第3号様式（第9条関係）

第 年 月 日 号

様

屋久島町長

印

屋久島町町外高校生受入支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった町外高校生受入支援金について、屋久島町町外高校生受入支援金交付要綱第9条の規定により、交付することを決定したので通知します。

記

- 1 支援の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 支援金の額 年額 円（月額 円）
- 3 支援の条件 屋久島町町外高校生受入支援金交付要綱の規定に反した場合は、既に交付した額の全額又は一部を直ちに返還すること。

第4号様式（第10条関係）

年 月 日

屋久島町長 様

支給対象者
住所

氏名 印

屋久島町町外高校生受入支援金交付請求書

屋久島町町外高校生受入支援金交付要綱第10条の規定により請求します。

記

項 目	金 額	備 考
支援金交付決定額	円	
（ ）月請求額	円	

第5号様式（第11条関係）

年 月 日

屋久島町長 様

支給対象者
住所

氏名 印

屋久島町町外高校生受入支援金実績報告書

屋久島町町外高校生受入支援金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて報告します。

支 援 決 定 年 月 日	年 月 日
支 援 完 了 年 月 日	年 月 日
支 援 金 交 付 決 定 額	円
添 付 書 類	・ 下宿等に係る費用の支払が明らかになる領収書等の写し又は下宿等費用納付証明書（別記第6号様式） ・ 年度末における屋久島高校の在学証明書又は卒業証明書

第6号様式（第11条関係）

下宿等費用納付証明書

年 月 日

学校名 鹿児島県立屋久島高等学校 第 学年

住 所

氏 名

上記の者について、下宿代等が下記のとおり納付されていることを証明します。

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

記

区 分	月 別	金 額
下宿代、アパート家賃等 親戚宅等の家賃等	年 4 月	円
	年 5 月	円
	年 6 月	円
	年 7 月	円
	年 8 月	円
	年 9 月	円
	年 10月	円
	年 11月	円
	年 12月	円
	年 1 月	円
	年 2 月	円
	年 3 月	円
合 計		円

第7号様式（第12条関係）

第 年 月 号
日

様

屋久島町長

印

屋久島町町外高校生受入支援金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった屋久島町町外高校生受入支援金については、次のとおり支援金の額を確定したので、屋久島町町外高校生受入支援金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

- | | | |
|---|-------------|----------------|
| 1 | 名 称 | 屋久島町町外高校生受入支援金 |
| 2 | 交 付 決 定 金 額 | 金 円 |
| 3 | 確 定 金 額 | 金 円 |

第8号様式（第13条関係）

年 月 日

屋久島町長 様

支給対象者
住所

氏名

印

屋久島町町外高校生受入支援金異動報告書

屋久島町町外高校生受入支援金交付要綱第13条の規定により、下記の通り異動がありましたので届け出ます。

記

1 異動後の住所

2 異動後の氏名

3 その他の異動

4 異動年月日

5 異動理由